

**平成30年度個人町県民税の税額通知書を発送します**  
(町民税務課)

平成30年度の個人町県民税(住民税)は、平成29年中の所得をもとに課税されます。

特別徴収(給与天引き)の方は、5月中旬に勤務先へ税額決定通知書を発送します。

また、普通徴収(各自で納付)、年金特徴(年金天引き)の方は6月中旬に税額決定・納税通知書を送付します。

**■平成30年度の町県民税証明書の交付について**

個人町県民税の所得証明書や課税証明書、非課税証明書などの交付開始日は次のとおりです。

No.	対象	開始日
①	個人町県民税が全額給与から差し引かれる方	5/14(月)
②	①に扶養されている方 ※収入がある方などは、6/13(水)になる場合があります。	
③	①、②以外の方(各自で納付される方、年金から差し引かれる方など)	6/13(水)

○お問い合わせ

町民税務課 税務G  
☎(84)1966 (直通)

**新しい食生活改善推進員(ヘルスメイト)が誕生しました**  
(健康福祉課)

「食」を中心とした健康づくりボランティアの養成のため、五霞町食生活改善推進員養成講習会を実施し、食生活改善と健康づくりのための各種講義や調理実習等約20時間のカリキュラムを受講しました。

2月16日の閉講式にて修了証書が手渡され、新たに4名の食生活改善推進員が誕生しました。

五霞町食生活改善推進会では、新しい推進員が加入することで、これまで以上に住民の健康づくりのための活動が期待されます。

○お問い合わせ

保健センター  
☎(84)1910 (直通)

**防災行政無線による全国一斉情報伝達訓練**  
(生活安全課)

5月16日(水)午前11時頃に、防災行政無線を使用して、次の内容の試験放送を行います。

- ・ 放送内容
- 「これは、Jアラートのテストです。」×3回

・ 五霞町以外の地域でも、全国的に様々な情報伝達手段で試験が実施されます。

・ 試験当日、災害発生や気象状況により、中止する場合があります。

**○お問い合わせ**  
生活安全課 くらし安心G  
☎(84)3618 (直通)

**倒産・解雇等により離職された方の国民健康保険税が軽減されます**  
(町民税務課)

会社の倒産や解雇等により離職された方は、国民健康保険税が軽減されます。

この軽減を受けるためには、次の申請が必要となります。

○対象者

①雇用保険の特定受給資格者(倒産・解雇等による離職)

②雇用保険の特定理由離職者(雇止めなどによる離職)

として失業給付を受ける方

○申請方法

公共職業安定所(ハローワーク)で発行する雇用保険受給者証を持参のうえ、町民税務課②窓口へ申請してください。

※離職日によって軽減される期間が異なりますので、申請の際に確認ください。

※すでに申請されている方は、新たに申請する必要はありません。

○お問い合わせ

町民税務課 町民G  
☎(84)1965 (直通)

**軽自動車税の納付と減免の申請について**  
(町民税務課)

軽自動車税は、毎年4月1日現在の所有者に課税されます。納税通知書が届きましたら、納期限5月31日(木)までに納付してください。

納付後は、納税証明書と車検証を必ず一緒に保管してください。

心身に障害のある方が所有する軽自動車、または、心身に障害のある方と生計を共にしている方が所有する軽自動車で、一定の条件に該当する場合は、納期限である5月31日(木)までに申請することで、軽自動車税が減免されます。

なお、自動車税の減免申請との併用はできませんので、ご注意ください。

○減免申請時に持参するもの

障害者手帳、運転免許証  
納税通知書、納税義務者の個人番号カード、または、通知カード、納税義務者の身元確認書類、印鑑

※減免申請書は、町民税務課④窓口にあります。

○お問い合わせ

町民税務課 税務G  
☎(84)1966 (直通)